

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第636号）

2022年11月16日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

上海市政府、改定後の地域本部誘致支援策を公表 適用対象を拡大

上海市政府は2022年11月8日、改定後の『上海市の多国籍企業による地域本部設立の奨励規定』を公表しました。奨励規定の改定は2002年の施行以来5回目。19年版規定に比べ、今回は多国籍企業が市内に設置した事業本部を適用対象に追加した他、業務展開の利便化措置なども追加しました。奨励規定は同年11月1日から27年10月31日まで実施するとしています。

■ 直近の重要政策

公共政策

- ✓ **新型コロナウイルス対策の更なる改善、科学的・的確な実施に関する通知**
（国家衛生健康委員会、11/11）

産業政策

- ✓ **建材業界における炭素排出ピークアウトの実施方案の公表に関する通知**
（工業情報化部など、11/7）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

上海市政府、改定後の地域本部誘致支援策を公表 適用対象を拡大

上海市政府は22年11月8日、『上海市の多国籍企業による地域本部設立の奨励規定』¹⁾(以下、奨励規定)を公表しました。奨励規定の公表により、上海市政府が19年7月に公表した『上海市政府による多国籍企業地域本部の発展促進に関する若干意見』(滬府規[2019]30号)及び『上海市の多国籍企業による地域本部設立の奨励規定』(滬府規[2019]31号、以下19年版規定)は廃止となります²⁾。

19年版規定に比べ、今回の奨励規定は適用対象に多国籍企業が市内に設置した事業本部を追加した他、従来の地域本部・本部型機構³⁾の認定条件も若干緩和し、適用対象を拡大しました。多国籍企業の事業本部の定義については、「域外で設立された企業(親会社)が投資や授権の形で上海市に設立し、1カ国・地域以上で投資や管理、サービスの機能を持つ本部機構」とした上、多国籍企業に独立した法人格を持つ形で事業本部を設置することも義務付けています。

奨励規定はまた、貿易や投資、人材誘致・出入国に関する支援策も明記しています。奨励規定の主な内容や19年版規定との変更点については図表1の通りです。

上海市政府によると、22年9月末時点、上海市における多国籍企業の地域本部数は877社(19年7月末は696社)となっています。

【図表1】奨励規定の内容と変更点

項目	改定後	変更点
認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域本部の認定を申請する際、以下の条件を満たさなければならない(第5条)。 ① 独立法人格を有する外商投資企業 ② 域外親会社の出資比率は50%を下回らず、親会社の資産総額は2億米ドル以上 ③ 登録資本金は200万米ドル以上 ④ 基本的に前述の条件に合致し、かつ所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合、事情に基づき考慮することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「域外親会社の出資比率は50%を下回らず」を追加。 ✓ 従来の「親会社の授権により、1カ国以上の地域内の管理・意思決定、資金管理、仕入、販売、物流、決済、研究開発、研修などの本部機能を引き受ける」を削除。
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本部型機構の認定を申請する際、以下の条件を満たさなければならない。 ① 独立法人格を有する外商投資企業若しくはその分支機構 ② 域外親会社の出資比率は50%を下回らず、親会社の資産総額は1億米ドル以上 ③ 登録資本は100万米ドル以上、分支機構の形式で設立している場合、本社が直近3年間で割り当てた運転資金は100万米ドル以上。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「域外親会社の出資比率は50%を下回らず」、「直近3年間で」を追加。 ✓ 従来の「親会社の授権により、1カ国以上の地域内の管理・意思決定、資金管理、仕入、販売、物流、決済、研究開発、研修などの本部機能を引き受ける」を削除。

¹⁾ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221107/6fa86f4b65554f43bc9633fca378ffa9.html>

²⁾ 19年版規定の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第497号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0524-XF-0105.pdf>

³⁾ 多国籍企業の「地域本部」: 1カ国・地域以上に設立された多国籍企業のグループ企業を統括管理する機能を持つ外商投資企業
 多国籍企業の「本部型機構」: 地域本部の認定基準に達していないが、実質的に地域本部の役割を果たしている外商投資企業

【図表 1】奨励規定の内容と変更点（続き）

項目	改定後	変更点
認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業本部の認定を申請する際、以下の条件を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域本部の認定条件①～③を満たす ② 上海市において1年以上経営を続け、事業本部の直近年度の売上高は10億元以上、域外親会社の事業部の売上高に占める割合が10%以上。 	✓新規追加
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請企業は3年以内に深刻な信用失墜行為が存在しない、または申請日までにはその行為が既に是正された。 	✓新規追加
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各区の商務主管部門、臨港新エリア管理委員会、虹橋国際中央商务区管理委員会は申請資料全てを受領してから<u>5営業日</u>内に初審査を実施し、初審査の意見を市商務委に報告する。市商務委は申請資料全てを受領してから<u>5営業日</u>内に再審査を完了し、認定か却下かの決定を下す（第7条）。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市商務委は申請書などを受領した日から<u>8営業日</u>内に審査を完了し、認定か却下かの決定を下す。認定する場合、認定証書を発行。
機動的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市商務委は関係部門と共同で、認定された地域本部、本部型機構及び事業本部に対する評価を機動的に実施し、外商投資企業年度情報報告制度、企業信用情報プラットフォームなどを活用し、認定条件を満たさない企業の本部企業の資格を取り消す（第8条）。 	✓新規追加
補助・奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各区は実情を踏まえ、関連規定に基づき認定された本部企業に対し補助・奨励金を支給することが可能（第9条）。 	✓区政府による補助・奨励金の支給を明記。
資金運用・管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 条件を満たす本部企業は資本取引に係る外貨受取（資本金、外債資金、域外上場の調達資金による域内への送金など）及び元転資金の域内支払を行う際、「資本項目外貨収入支払利便化業務支払指示書」をもって条件を満たす銀行にて業務手続きを実施することが可能、真实性証明資料の事前提供が不要。 ✓ 本部企業は関連規定に基づきクロスボーダー人民元決済を行う際、銀行は「業務展開3原則」（顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす）に基づき、優良企業の標準を参照し、「クロスボーダー人民元決済資金受取・支払説明」若しくは受取・支払指図に依拠し、本部企業に対し貨物・サービス貿易のクロスボーダー人民元決済、資本取引に係る人民元の受取（外商直接投資の資本金、クロスボーダーファイナンス及び域外上場の調達資金による域内への送金など）及び域内支払に関する業務手続きを実施することが可能（第10条）。 	✓新規追加
貿易の利便化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 条件を満たす本部企業によるオフショア貿易のホワイトリストへの追加、国際貿易物流センターモデル企業の認定、保税メンテナンス業務の展開を申請することが可能。本部企業によるAEO（認定事業者）制度の適用にも注力する（第11条）。 	✓新規追加

【図表 1】奨励規定の内容と変更点（続き）

項目	改定後	変更点
科学技術イノベーションへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本部企業による政府科学技術研究開発プロジェクトへの参画を支持。 ✓ 条件を満たす本部企業はバイオ医薬品試行企業・物品のホワイトリストへの追加を申請することが可能、研究開発用の食品、化粧品サンプルが通関の利便化措置を適用可（第 12 条）。 	✓ 新規追加
商業登記	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本部企業の商業登記に関する業務手続きは全部オンラインで対応可。電子営業許可書及び電子印鑑の申請・利用に便宜を提供（第 13 条）。 	✓ 新規追加
事業投資	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 条件を満たすプロジェクトを重大外資プロジェクトリストに盛り込み、事業計画や土地使用、環境保護、エネルギー利用、輸出入、外貨などに関する手続きの対応を迅速化、資金面での支援も提供可（第 14 条）。 	✓ 新規追加
人材誘致	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本部企業における貢献が突出した上級管理者への白玉蘭友誼奨の授与推薦、IBLAC（上海市市長国際企業家諮詢会議）への参加に本部企業の優先推薦が可能（第 15 条）。 	✓ 新規追加
出入国・在留	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本部企業に勤務する中国籍者は APEC カードの申請可 ✓ 外国籍者は有効期間 5 年以下、在留期間 180 日以下のビザの申請可 ✓ 一時的に上海入りする外国籍者はトランジットビザの申請可 ✓ 採用した外国籍者は有効期間 3～5 年の在留資格申請可 ✓ 本部企業の外国籍上級管理者は永住権を優先的に申請可 ✓ 本部企業の上級管理者を対象とする入国時健診の専門窓口を設ける（第 16 条）。 	✓ 外国籍者は有効期間 1 年以下、在留期間 180 日以下のビザの申請可

（奨励規定などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

公共政策

新型コロナウイルス対策の更なる改善、科学的・的確な実施に関する通知

(原文: 关于进一步优化新冠肺炎疫情防控措施 科学精准做好防控工作的通知)

聯防聯控機制綜發 [2022] 101 号

国家衛生健康委員会 2022 年 11 月 11 日公表

【主要内容】

- 国家衛生健康委員会は、新型コロナウイルス対策に係る制限を緩和する通知を公表し、従来の防疫措置を調整した。新型コロナ対策の基本方針である「ダイナミックゼロ」政策を堅持しながらも、より科学的、的確な措置を取り、疫病による経済、社会への影響を最大限に軽減するとした。通知のポイントは以下の通りである。
- 濃厚接触者と入境者に対する隔離措置を従来の「7日間の集中隔離（政府が指定する施設で行う隔離）と3日間の自宅健康観察」から「5日間の集中隔離と3日間の自宅隔離」に変更。
- 濃厚接触者の判定を遅滞なく正確に行い、「濃厚接触者の濃厚接触者」に関する判定は実施しない。
- 新型コロナのリスク分類について、従来あった「中リスク」を撤廃し、「高リスク」と「低リスク」の2分類に変更。高リスク地域は5日連続で新規感染者が見つからなければ低リスク地域に格下げし、条件を満たせば隔離措置を遅滞なく解除する。高リスク地域の範囲をむやみに拡大してはならない。高リスク地域から出た人員に対する隔離措置を従来の「7日間の集中隔離」から「7日間の在宅隔離」に変更。
- 感染源不明や感染長期化などの場合にのみ、行政区全域などでの一斉PCR検査を実施する。PCR検査の範囲、規模をむやみに拡大してはならない。
- 中国行き航空便の乗客から一定数の感染者が出た場合の運航制限措置を撤廃。乗客に義務付けている搭乗前48時間以内のPCR検査陰性証明の提示は、従来の2回から1回に削減。
- 入境する重要なビジネス人員とスポーツ団などに対し、ビジネスやスポーツなどを行うことが可能な隔離免除の管理区（バブル方式）を設置。
- 入境者の新型コロナの陽性判定基準となるCt値⁴は35未満に設定。
- この他、新型コロナ治療薬の備蓄、新型コロナワクチンの接種、病床の確保、隔離人員へのサービス、学校・企業・産業団地での感染防止策の強化、サプライチェーン及び民生分野における重点企业の正常な操業や円滑な物流の確保などにも言及⁵。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/xinwen/2022-11/11/content_5726122.htm

産業政策

建材業界における炭素排出ピークアウトの実施方案の公表に関する通知

(原文: 关于印发建材行业碳达峰实施方案的通知)

工信部聯原 [2022] 149 号

工業情報化部など 2022 年 11 月 7 日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は国家發展改革委員会、生態環境部などと連名で、建材業界の炭素排出ピークアウトに向けた実施方案を公表した。同方案は『新發展理念を完全・正確・全面的に貫徹し、炭素排出ピーク

⁴ ウイルス量の指標。同基準を高く設定するとウイルス量が少なくても陽性と判断される。

⁵ 中共中央政治局常務委員会は 11 月 10 日の会議で「ダイナミックゼロ」政策の継続を確認した一方、防疫措置の科学性・的確性を強調し、ワクチンと治療薬の開発強化や実務上の行き過ぎた柔軟性に欠ける防疫措置の調整を求める方針を示した。通知の公表を受け、上海市や広州市などの地方政府は中央と歩調を合わせ、防疫措置の調整に乗り出した。

アウトとカーボンニュートラルを実現させることに関する中共中央、国务院の意見』、『2030年までの炭素排出ピークアウト行動プラン』、『工業分野の炭素排出ピークアウトに向けた実施方案』に基づき策定したものである。

- 「25年までには、建材業界における低炭素化技術の普及を推し進め、セメントやガラス、セラミックなどの重点製品の単位当たりエネルギー消費量・炭素排出量を継続的に削減し、クリンカーの製品単位当たりエネルギー消費量を3%以上削減する。30年までには、建材業界における低炭素化技術の産業化には大きな成長を遂げ、グリーン材料・燃料の代替利用を大幅に推進し、建材業界における炭素排出ピークアウトの実現を確保する」を主要目標に掲げる。
- セメントや板ガラス分野における立ち遅れた設備・生産能力の更新・淘汰を着実に進め、石灰、セラミック（衛生陶器用）、壁材などの生産能力の過剰を防止する。国内有力企業の海外進出を支援する。
- セメントの品質を確保することを前提に、焼却残渣などのセメント原料化を推進する。グリーンセメントの普及に取り組み、セメントの生産における石灰石の使用量を削減する。
- 工業固体廃棄物の総合利用や高性能セメント、グリーン建材の応用拡大、CO2を無害な鉱物として固定する材料（炭素鉱物化）、環境配慮型ゲル化剤などの研究開発に注力する。
- 建材業界におけるエネルギー利用構造の最適化を図り、天然ガスやグリーン電力の利用を拡大し、バイオマス燃料による石炭の代替を進める。
- 水素バーナーやガラス溶融炉のゼロカーボン化、CO2回収・有効利用・貯留（CCUS）などに関する技術の開発・取得、関連設備と生産工程の導入を推進する。
- セメントや石灰、ガラス、セラミックなどの重点業界において汚染物・炭素排出削減に向けた設備改良を加速させ、30年までにグリーン生産ライン1千本の導入・更新を目指す。
- セメントやガラス、セラミック、石灰、壁材、木・竹材などの炭素排出指標をグリーン建材標準体系に盛り込む。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wfwb/tz/art/2022/art_8f6d55dd58d64283937d7fb87e21b666.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。